

確定申告書等作成コーナー/e-Tax (国税電子申告・納税システム)



所得税の
確定申告書が
ホームページで作成
できるのですか？



国税庁ホームページの確定申告書等作成コーナー

所得税など個人の方の申告は、画面の案内に従って金額等を入力すれば、申告書等が作成できます。

「確定申告書等作成コーナー」でできること

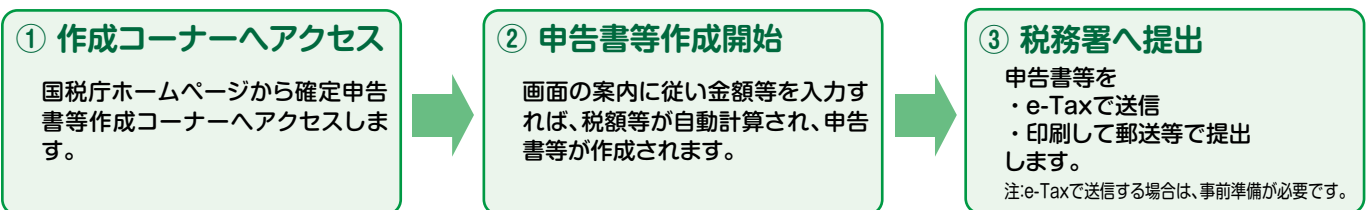
- 確定申告書等作成コーナーでは、画面の案内に従って金額等を入力すれば確定申告書等を作成できます。
なお、作成した確定申告書等はe-Taxで送信することができます。
また、印刷して郵送等により提出することもできます。
- 作成中の申告書等データを保存し、その保存したデータを読み込んで作業を再開することができます。
また、作成した申告書等データを保存しておけば、翌年の申告時に読み込んで活用できます。

「確定申告書等作成コーナー」の種類

- 平成29年分の確定申告書等作成コーナー
作成できる申告書等は、以下のとおりです。
 - ① 所得税及び復興特別所得税の確定申告書
 - ② 青色申告決算書・収支内訳書
 - ③ 消費税及び地方消費税の確定申告書
 - ④ 贈与税の申告書注:平成29年分の確定申告書等作成コーナーは、平成30年1月上旬公開予定です。
- 平成29年分の更正の請求書・修正申告書作成コーナー
注:平成29年分の更正の請求書・修正申告書作成コーナーは、所得税及び復興特別所得税、贈与税については平成30年3月中旬に、消費税及び地方消費税については、平成30年4月上旬にそれぞれ公開予定です。
- 過去の年分の作成コーナー
平成25年分から平成28年分の確定申告書等を作成できます。



「確定申告書等作成コーナー」で申告書等を作成して税務署に提出するまでの流れ



〈ご利用に当たっての留意事項〉

申告の内容やパソコン等の環境によっては、ご利用になれない場合がありますので、ご利用の前に「確定申告書等作成コーナー」の「ご利用になれない方」や「推奨環境」をご確認ください。

確定申告書等作成コーナーは、国税庁ホームページからご利用ください。

www.nta.go.jp

作成コーナー

検索

インターネットでも
申告や納税が
できると聞いたの
ですが…



e-Tax(国税電子申告・納税システム)

自宅やオフィス、税理士事務所などからインターネットで国税に関する
様々な手続きができ、税務署などに出かける必要がなくなります。

e-Taxとは

①e-Taxでは、自宅やオフィス、税理士事務所などからインターネットを利用して、申告、申請・届出などができます。

(利用できる手続)

所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税、法人税及び地方法人税、贈与税、酒税、印紙税の申告及び法定調書、所得税徴収高計算書の提出や納税証明書の交付請求のほか、各種申請・届出の提出など。

②e-Taxでは、金融機関や税務署の窓口に向くことなく、インターネットなどを利用して全ての税目について納税することができ、その方法には次の二つがあります。

〈イ〉ダイレクト納付

事前に税務署へ届出をしておけば、e-Taxを利用して電子申告などをした後に、簡単な操作で、届出した預貯金口座からの振替により、即時又は期日を指定して国税の納付ができます。

注:ダイレクト納付利用届出書は、国税庁ホームページからダウンロードできます。

〈ロ〉インターネットバンキングなどによる電子納税

ページに対応した金融機関のインターネットバンキングやATMを利用して国税の納付ができます。インターネットバンキングのご利用に当たっては、事前にインターネットバンキング対応の金融機関と契約を行う必要があります。

e-Taxを利用すると…

- 所得税及び復興特別所得税の確定申告をe-Taxで行う場合、源泉徴収票などは、その記載内容を入力して送信することにより、これらの書類の提出又は提示を省略することができます(法定申告期限から5年間保存しておく必要があります。)
- 自宅や税理士事務所からe-Taxで提出された還付申告は、書面で提出された場合より早期処理しています。
- e-Taxで納税証明書の交付請求を行うと、書面請求の場合より手数料が安価です(電子ファイルでの交付のほか、書面での交付も請求できます。)

e-Taxを利用するには…

〈STEP1〉推奨環境の確認

ご利用のパソコンがe-Taxの推奨環境を満たしているかを、事前にe-Taxホームページでご確認ください。

〈STEP2〉電子証明書などの準備

●e-Taxで申告などを行う際には、申告書などのデータに電子署名を行っていただく必要がありますので、事前に電子証明書を取得してください。

注1:利用できる電子証明書については、e-Taxホームページでご確認ください。

注2:個人の方が利用する「公的個人認証サービスに基づく電子証明書」は、マイナンバーカードに搭載されています。

注3:税理士などが税務書類(データ)を作成し、納税者に代わって送信する場合には、納税者本人の電子署名を省略することができます。

注4:電子証明書の具体的な取得方法及び費用などについては、発行機関にお尋ねください。

●利用する電子証明書がICカードに搭載されている場合は、ICカードリーダライタが必要となります。

〈STEP3〉利用者識別番号の取得

e-Taxを利用するために必要な利用者識別番号は、e-Taxホームページから氏名、住所などの基本情報を入力し、オンラインで開始届出を提出すると、即時に発行(通知)されます。

〈STEP4〉電子証明書の登録

「e-Taxソフト(PC版)」、「e-Taxソフト(WEB版)」又は「確定申告書等作成コーナー」から電子証明書の登録を行ってください。

その他お知らせ

●e-Taxで申告などを行う際に、別途、書面により提出する必要があった添付書類について、イメージデータ(PDF形式)の提出が可能です。イメージデータにより提出可能な添付書類については、e-Taxホームページでご確認ください。

●e-Taxソフト(WEB版)なら、給与ソフトなどで作成されたCSVファイルを読み込む方法により、給与所得の源泉徴収票などを5,000枚(データサイズは最大10MB)までまとめて送信することができます。また、合計表が自動作成され、便利です。

●スマートフォンやタブレット端末からでも納税証明書の交付請求が行えます。

なお、納税証明書の受取は税務署窓口で行っていただく必要があります。

●eLTAX(地方税ポータルシステム)を利用すれば、支払報告書と源泉徴収票を一括作成し、送信することが可能となりました。詳しくはeLTAXホームページ(www.eltax.jp/www/contents/1471580655297/index.html)をご確認ください。

e-Taxの利用可能時間

月曜日～金曜日
5月、8月、11月の最終土曜日及び翌日の日曜日
8時30分～24時
(祝日等及び12月29日～1月3日を除きます。)

注:利用可能時間は、メンテナンス作業などにより変更する場合や、時期により延長する場合がありますので、最新の情報については、e-Taxホームページをご覧ください。

詳しくは、e-Taxホームページをご覧ください



利用開始の手続、e-Taxの推奨環境、「e-Taxソフト」の操作方法及びよくある質問(Q&A)など、e-Taxに関する最新の情報をお知らせしています。

www.e-tax.nta.go.jp

イータックス

